

緊急事態措置終了後の当プラザの対応について

R3.9.29 更新

(1)対象期間

- ・令和3年10月1日(金)～

(2)開館時間

- ・9時から20時まで ⇒解除（通常どおりの9時から21時までの開館とします。）

(3)諸室(図書室、幼児室、静養室、サンルーム、展示室を含む)の貸出

- ・貸出時間は原則、9時から20時までとします。⇒解除（通常どおりの9時から21時までとします。）
- ・施設内での飲食の制限は、継続して実施します。

(昼食時間を跨ぐ利用や近隣に食事に適した場所がない場合等、やむを得ず館内で食事をする場合を除く)

(4)スポーツ施設(個人使用、専用使用)の利用

- ・利用時間は、9時から20時までとします。⇒解除（通常どおりの9時から21時までとします。）